

保護預り約款

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

第1条（この約款の趣旨）

この約款は、お客様と当社との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条（保護預り証券）

(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

(2) 当社は、前項によるほか、お預りした証券が株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の行う振替決済以外の振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社で定めるところによりお預りします。

(3) この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

1. 保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
2. 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。
3. 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。
4. 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。
5. 当社は、前各号に定めるほか、シティバンク銀行東京支店等の第三者に当社の保管業務を委託することがあります。

第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

1. 預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
2. 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条（当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合）

当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、または、当該発行者について破産終結決定がなされた場合、当該株券を破棄します。

第6条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第7条(当社への届出事項)

1. 「保護預り口座設定申込書」に記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。
2. お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、パスポート、外国人登録証明書等の書類をご提出願うことがあります。

第8条(保護預り証券の口座処理)

1. 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
2. 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われなかったことがあります。

第9条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第10条（お客様への連絡事項）

(1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。なお、取引残高報告書等については、書面による交付に代えて、金商法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供いたします。

1. 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
2. 混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還額
3. 最終償還期限
4. 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

(2) 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。))又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社顧客管理部に直接ご連絡ください。

(3) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(4) 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

1. 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
2. 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第11条(名義書換等の手続きの代行等)

(1) 当社は、ご依頼があるときには株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎの手続きを代行します。

(2) 前項の場合は所定の手続料をいただくことがあります。

第12条 (償還金等の代理受領)

保護預り証券の償還金(混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

お客様へのお支払いが当該予定日より遅延することもあります。

第13条 (保護預り証券の返還)

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

第14条(保護預り証券の返還に準ずる取り扱い)

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

1. 保護預り証券を売却される場合
2. 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
3. 当社が第13条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第15条(届出事項の変更手続き)

(1) お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載してご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

(2) 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第16条 (料金)

(1) 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに管理料金をいただくことがあります。ただし、口座設定時からの1年の期間の計算は、口座を設定した月の翌月

から起算します。

(2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

第17条 (解約)

次にあげる場合は、契約は解約されます。

1. お客様から解約のお申出があった場合
2. 前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く。)
3. 第24条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
4. お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
5. お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
6. お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
7. やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第18条(解約時の取扱い)

(1) 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

(2) 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第19条(公示催告等の調査等の免除)

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第20条 (免責事項)

当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。

1. 第10条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の

手続きにつきご依頼がなかった場合

2. お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
3. 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

第21条（特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1. 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
2. その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
3. 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
4. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第22条（特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1. 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
2. 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること

3. 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
4. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

第23条(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。)保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1. 振替法の施行日(平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。)の一定範囲前から施行日までの間、原則として株券等をお預かりしないこと及びお預かりした株券等を返還しないこと。
2. 施行日以後は、原則としてお預かりした株券を返還しないこと。
3. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。
4. 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。お預かりしている株券に質権が設定されている場合もお客様に通知すること。
5. 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人にかかる事項、その他機構が定める事項。以下同じ。)を機構に通知すること。
6. 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知されること。
7. お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
8. 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
9. 当社が施行日から間接口座清算機関となること。
10. 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。)として取扱うものに限ります。)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に

記載又は記録されていたお客様は又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。

11. 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。)に係る優先出資証券の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様は又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。
12. 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより当社が代わって行うこと。
13. 施行日前において、保護預かり株券(機構で保管しているものを除きます。)を返還する場合があること。
14. 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。
15. 振替法に基づく振替制度に移行した振替株券等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

第24条(この約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

(平成23年4月)

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2 番10 号 鉄鋼会館4 階
電話番号	03-4588-9700(顧客管理部)